

平成 29 年度ふじさわシティプロモーション推進事業業務要求仕様書

1. 件名

平成 29 年度ふじさわシティプロモーション推進事業業務委託

2. 目的

「ふじさわシティプロモーション推進方針（改定版）」に基づき、ふじさわシティプロモーションを効果的・効率的に推進するため、平成 29 年度に実施する具体的な計画及び運用について、仕様を定めるもの。

3. 業務履行期間

2017 年（平成 29 年）4 月 1 日から 2018 年（平成 30 年）3 月 31 日まで

4. 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

（1）実施計画の策定

平成 29 年度における実施計画を委託者と調整の上、策定すること。策定にあたっては、ふじさわシティプロモーション推進方針（改定版）をもとに、地域経済の活性化及び観光振興など期待する効果を踏まえて策定すること。また、進行管理を行うこと。

（2）ふじさわシティプロモーションのテーマソング及びダンスを活用したプロモーション

ア テーマソング&ダンスの普及事業

テーマソング及びダンスの市民への普及のため、ダンスワークショップなどを活用した事業を行うこと。なお、事業の実施にあたっては、振付を担当した振付演出家と実施方法について調整を行うこと。

普及に関わる費用については、受託者が調整し負担するものとする。

ダンスワークショップ等の会場は受託者が用意することを基本とするが、開催場所によっては契約者双方にて協議し、用意するものとする。

イ イベントの企画・運営・PR

市内外のイベントを活用したテーマソング&ダンスの PR やイベントの企画・運営を行うこと。

（3）ふじさわファンクラブ運営

ア 紙媒体の会報の製作・郵送

デジタル媒体未利用者に向けて年 4 回以上、ファンクラブ会報誌を製作・郵送すること。（1 回につき、A3 サイズ、両面 4 色、約 3,000 枚）

会員の個人情報については、委託者が提供するものとする。

郵送先は 1 回につき、約 1,500 件とする。

イ 啓発用ツールの製作

ふじさわファンクラブへの新規加入や活動促進のための、啓発用ツールを製作すること。

啓発用ツールに関する形状、納品時期等については、契約者双方にて協議し決定するものとする。また、製作数量については、5,000 程度とする。

ウ ふじさわファンクラブ活動推進のための企画・運営

ふじさわファンクラブを対象としたワークショップ等を複数回実施し、その意見をもとに活動の活性化につながる事業を 1 回以上企画・運営すること。

ワークショップ、事業の実施時期、実施回数等については、契約者双方にて協議し決定するものとする。

(4) 公式サイト「キュンとするまち。藤沢」の運用管理

情報発信及び交流の場となる公式サイトの運用を行う。

ア 既存ウェブサイトからのデータ移行、運用環境の引き継ぎ

前受託者の構築した既存ウェブサイトの運用環境について諸手続（サーバー、ドメインの名義変更等）及び CMS の引き継ぎを行い、運用すること。

サーバーは、共用レンタルサーバー（KDDI ウェブコミュニケーション / CPI シェアードプラン ACE01）を使用。CMS は、前受託者の構築したものを必ず使用する必要はない。

イ 新規コンテンツの制作

- ・魅力の情報が集積できること。
- ・魅力情報を媒体として、市民相互の交流が図られる仕組みであること。
- ・SNS との親和性が高いこと。
- ・ウェブアクセシビリティについては、等級 A については準拠、等級 AA については準拠するよう努力すること。
- ・コンテンツについては、レスポンス・ウェブ・デザイン等を採用し、スマートフォン、タブレットにも対応すること。
- ・総務省より出されている「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016 年版）」を参考に新規コンテンツの制作を行うこと。

ウ 運用・管理

(ア) セキュリティ対策

- ・管理者によるサーバーへの通信は、IP を制限した上で行うこと。
- ・パソコンからの接続プロトコルは HTTPS または SFTP とする。
- ・利用する端末、サーバーのウィルス対策については、常に最新のパターンファイルに更新すること。また、使用する OS、ミドルウェア、アプリケーション等の最新のセキュリティパッチが公開されていないかを随時確認するとともに、必要なパッチが公開された場合は適用作業を行うこと。

- ・パスワードは4半期に1回更新すること。
- ・パスワードは英数混在12文字以上とすること。
- ・バックアップは月1回、2世代以上を保管すること。
- ・地方公共団体情報システム機構が実施するWEB診断、ネットワーク診断に協力し、その結果、脆弱性が発見された場合は、協議の上、必要な対策を施すこと。

(イ) コンテンツ管理

- ・4半期に一度、新規ページを追加すること。
- ・月1回程度新着情報を掲載すること。

(ウ) サイト分析

- ・WEBアクセスログとソーシャルネットワークでの反応を定期的に確認し、レポートを提出すること。
- ・4半期ごとに定例会を実施し、掲載内容、分析結果、次期コンテンツの提示などを行うこと。

(エ) 運用管理

- ・委託者からの運用に関する問い合わせは、月曜日から金曜日(祝日、12月29日から1月3日を除く)の午前9時～午後5時までとする。なお、緊急時は可能な範囲で対応すること。(障害等発生から2時間以内に着手を目処とする)
- ・運用体制表並びに緊急時体制表を提出すること。

(5) PR活動

ア ニュースリリースの制作・発送

委託者が指示する内容及び受託者が提案し委託者の確認を取った内容について、月1回程度ニュースリリースの制作・発送を行うこと。また、発送を行ったメディアのリストを作成し、管理すること。

イ PR活動に関するコンサルティング及びプランニング

PR活動に関する総合サポート、マスメディアを中心とした取材誘致活動、PR活動に関する企画立案・運営を行うこと。

ウ 露出実績の報告

メディアへの露出実績についてリスト化し、広告換算額の集計をすること。

(6) シティプロモーションに関する調査、分析

認知度、魅力度、イメージ等について株式会社地域ブランド総合研究所による地域ブランド調査等を活用し、本市の認知度・魅力度について効果検証を行うこと。

5. 報告書等の提出

- (1) 平成29年度ふじさわシティプロモーション推進事業業務委託における業務の成果として、以下に記載する報告書等を提出すること。

ア 実施計画書

紙及び電子データで提出する。

平成 29 年度の実施計画書については、2017 年（平成 29 年）4 月 30 日までに提出する。

イ 実施体制表

紙及び電子データにて、2017 年（平成 29 年）4 月 30 日までに提出する。

ウ 公式サイトの運用環境及びアクセス権限設定状況

紙及び電子データにて、2017 年（平成 29 年）4 月 30 日までに提出する。

エ 業務の進捗及び実施報告書

紙及び電子データにて、各月末締め翌月はじめに提出する（2018 年（平成 30 年）3 月分は 2018 年（平成 30 年）3 月 31 日までに提出する）とともに、状況に応じて、ふじさわシティプロモーション委員会作戦室等で、進捗状況のレビューを実施するものとする。

オ 業務の効果検証及び実績報告書

紙及び電子データにて、各月末締め翌月はじめに提出する。但し、2018 年（平成 30 年）3 月分は 2018 年（平成 30 年）3 月 31 日までに提出する。

WEB アクセスログ・ソーシャルネットワークでの反応レポート、メディア掲載実績・広告換算額検証を含むものとする。

カ 調査、分析の実施報告書

紙及び電子データで提出する。

納品期限については契約者双方が協議して定めるものとする。

（ 2 ）納品場所

藤沢市 企画政策部 企画政策課 シティプロモーション担当

藤沢市朝日町 1 番地の 1 藤沢市役所総合防災センター6 階

電話 0466（25）1111 内線 2173 F A X 0466（50）8400

E-mail fj-kikaku@city.fujisawa.lg.jp

6 . 留意事項

本仕様に定める業務にかかる実費経費は、すべて契約代金に含まれるものとする。

7 . 再委託の禁止

業務の全部または一部を第三者に委託または請負わせることはできない。ただし、一部でかつ、主要な部分を除き、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

8 . 成果品の利用及び著作権

（ 1 ）受託者は、委託者に対し、本業務の成果品に関する全ての著作権【（著作権法 昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原著者の権利）

に定める権利を含むが、(2)の著作権人格権は除く】を譲渡するものとする。ただし、別途協議が必要な場合はこの限りではない。

(2) 委託者は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作権人格権を行使しないものとする。

(3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

9 . 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

10 . 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」及び、別紙「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守すること。

11 . 地球温暖化対策への取組

藤沢市地球温暖化対策実行計画の趣旨を理解し、第3章の各取組項目を実施するよう努めること。

12 . その他

(1) 契約後、本仕様に定めのないことについて疑義が生じた場合は、契約者双方が協議して定めるものとする。

(2) 契約後、本仕様の内容を変更する必要がある場合は、契約者双方が協議して定めるものとする。

以上

データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書

(趣旨)

- 第1条 この仕様書は、平成29年度ふじさわシティプロモーション推進事業業務委託契約（以下「本契約」という。）において、本契約に係るデータ及び受託業務を通じて知りえた秘密等の取り扱いについて、受託者の履行すべき責務を定めることを目的とする。
- 2 この仕様書におけるデータとは、委託者からの提供や本契約を履行する過程において作成等された帳票、電子及び磁気その他の記録媒体に記録された情報をいう。
- 3 この仕様書は、本契約に基づき再委託を受けた者等についても適用する。
- 4 受託者は、本契約及び本仕様書に基づく安全管理措置等について、契約締結時及び委託者の求めに応じて、様式第1号「安全管理措置等について」を提出しなければならない。

(藤沢市個人情報の保護に関する条例の遵守)

- 第2条 受託者は、藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）の本旨に従い、本契約を履行しなければならない。

(秘密の保持)

- 第3条 受託者は、本契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本契約期間満了後、本契約の解除後及び職を退いた場合においても同様とする。
- 2 受託者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者（以下「派遣労働者等」という。）に行わせる場合は、派遣労働者等に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 3 受託者は、委託者に対して、派遣労働者等を含む労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(指示目的外使用及び第三者への提供の禁止)

- 第4条 受託者は、本契約に係るデータを委託者が指示する目的以外に使用し、第三者に提供してはならない。

(データの複写及び複製の禁止)

- 第5条 受託者は、本契約に係るデータを委託者の承認を得ずして、用紙、記録媒体等に複写し、又は複製してはならない。

(安全管理義務)

- 第6条 受託者は、本契約に係るデータの取扱いについて、従業者及び作業場所を特定し、情報の無断持ち出しの禁止を徹底させなければならない。業務上、やむを得ず持ち出す場合には、暗号化等の措置をおこない、委託者の承認を得たうえで、様式第2号「情報持ち出し管理簿」に記録すること。また、紛失、損傷、焼失等の事故が生じないように安全かつ適切な管理体制を整備しなければならない。
- 2 受託者は、本契約終了時まで、本契約に係るデータを返却又は復元不可能な状態にした後に廃棄すること。廃棄する場合は、様式第3号「廃棄証明書」を委託者に発行しなければならない。
- 3 受託者は、委託者の環境にパソコンおよびデータ等を持ち込み、作業を行う場合は、様式第4号「パソコン及びデータ持ち込み申請書」を提出し、委託者の許可を受けなければならない。

(記録媒体の取扱い)

第7条 受託者は、委託者の情報資産に記録媒体等を接続する場合及び成果物等を記録媒体等で委託者に提出する場合には、最新の状態に保たれたウイルス対策ソフト等を使用し、記録媒体等にコンピュータウイルス等の不正なプログラムが書き込まれていないことを確認し、様式第5号「ウイルス検査済証明書」を発行しなければならない。

(記録媒体の廃棄)

第8条 受託者は、本契約の履行上、委託者から廃棄指示がある場合の記録媒体等にあつては、確実に物理的に破壊し、又はすべての記録を復元不可能な状態に消去した後に廃棄し、様式第3号「廃棄証明書」を発行しなければならない。

(監督及び監査)

第9条 委託者は、本契約の履行すべき責務に関し必要があるときは、受託者及び再委託先に対して報告を求め、監査を行い、又は監査に立ち会うことができるものとし、受託者はこれに協力しなければならない。

(従業者に対する教育の実施)

第10条 受託者は、その従業者等に対して、データの保護及び秘密の保持等に関し履行すべき責務について十分な教育を行わなければならない。また、委託者から教育状況の報告を求められた場合には、実施状況等を書面により委託者に提出しなければならない。

(事故発生の報告義務)

第11条 受託者は、本契約及び本仕様書に基づく安全管理措置等が履行できない場合及び情報漏えい等の事故が発生し、若しくは事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を委託者に通知し、委託者の指示を受けるとともに、遅滞なく事故等の状況を書面により委託者に報告しなければならない。

2 委託者は、本契約に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第12条 委託者は、受託者が本仕様書の規定について不履行、又は履行されない恐れがあると認めるときは、本契約を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による本契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第13条 受託者は、本契約の履行にあたり、本仕様書に違反した場合、故意又は過失を問わず、その賠償の責に任ずるものとする。

(その他)

第14条 委託者は、本仕様書に定める各様式を、藤沢市ホームページにて公開するものとする。

(以下余白)